

平成31年度事業計画書

自 平成31年 4月 1日

至 令和 2年 3月31日

社会福祉法人 桂の泉

平成31年度事業計画書

1 31年度の法人運営

- (1) 法人設立11年目を迎え、引き続き経営基盤の確立に努めるとともに職員の働きやすい環境の整備等を進め、障害者を支援する社会福祉法人として持続可能で安定的な経営に努める。
- (2) 就労継続支援B型施設桂の泉学園については、運営規程に定める方針に則り、これまで進めてきた「京都で最も優しい施設づくり」を引き続き推進する。
- (3) 新規事業であるグループホームの開設については、社会福祉充実計画に基づき中長期的な展望の下に着実な取り組みを進める。
- (4) また地域に根差す社会福祉法人として、西京区社会福祉協議会や桂東学区諸団体、各行政機関等との連携を進め、福祉分野を中心に地域貢献、社会貢献に努める。

2 31年度の桂の泉学園の運営

<運営方針> 一学園運営規程第2条一

- (1) 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう利用者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動とその他の活動機会の提供を通じて知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行う。
- (2) 事業の実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重して常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- (3) 事業の実施にあたっては、地域の結びつきを重視し、他の障害福祉サービス事業を行う者、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努める。
- (4) その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

< 具体的取組 >

(1) 利用者の安定的確保と出席率の向上

- ① 利用者の安定的確保は法人運営の基盤となるものである。
家庭事情等による長期欠席や休みの多い利用者等のことも考慮し定員を若干上回る在籍利用者の確保・維持に務める。
- ② やむを得ず退所したことによる利用者数の回復はもちろん、人数の上乗せのための新規利用者の獲得にも力を入れ、関係機関（福祉事務所、支援センター、支援学校等）との連携を深め、意見交換・情報収集・提案を行っていく。
- ③ また利用者が安心して休まず通うことのできるような雰囲気づくりや通所支援、家族等との相談にも力を入れる。

(2) きめ細かな支援計画に基づく就労・生活支援

- ① 一人ひとりの利用者の実態に基づいてきめ細かい支援計画を作成し、日々の活動を通じて利用者に対する充実した就労・生活支援を行う。
- ② 就労支援については、複数名の一般就労希望者が在籍するものの具体的な就労にはなかなか結びつかない状況にある。希望者とよく相談をしながら継続した一般就労への支援を続けていく。
- ③ 今後とも学園全体として「就労継続 B 型施設」の特徴を生かした就労支援と生活支援を行っていく。

(3) 生産活動の充実と利用者工賃の向上

- ① 下請け事業については、比較的作業能力が高くない利用者向けの、簡単で安定供給のできる作業の獲得と拡大を行う。併せて利用者の工賃アップを図るためより作業単価の良い仕事の獲得や事業者との契約に努める。
- ② 喫茶事業については、これまで価格改定やメニュー見直し等を行ってきたが残念ながら売上増や収益増につながっていない。今後、体制整備を含めて事業の展開方向を検討する。
- ③ 自主製品事業については、縫製製品の充実と製品単価のアップに努める。縫製に特化した第二作業場「山吹」を更に有効活用する。
- ④ 清掃事業については、野外での作業なので季節により過酷な環境下におかれることがある。そのため、気力体力が旺盛な利用者が希望して従事している。これからも利用者、ボランティアの確保に務める。

- ⑤ 利用者の工賃（給料）については、30年度を上回る額が支給できるように努める。
- ⑥ 収入アップと利用者の休日余暇対策のための土曜日開所（月1回程度）を引き続き行う。出席する利用者は固定化されてきているが、昼食等で工夫しながらより多くの利用者が参加するように促し、収入のアップにつなげる。

（4） 余暇支援・社会見学活動等の充実

- ① 京都障害者芸術祭「とっておきの芸術祭」への出品者（30年度は5名）を増やすなど利用者の趣味や才能を引き出す取組を充実する。
- ② また利用者が楽しみにしている日帰りバス旅行や名誉理事長の配慮により実施しているレストランでのランチ会（いずれも年2回）を今年度も実施する。

（5） 安全・安心の確保と防災対策

- ① 利用者と職員の安全対策のため引き続き防犯・防災対策の取組を進める。定例の避難訓練のほか、今年はAEDの取扱講習会についても実施する。
- ② 京都市より指定を受けた「福祉避難所」「災害時協力井戸」の施設として緊急時には常に対応できるように準備と訓練を行う。

（6） 地域活動への参加、地域貢献活動

- ① 西京区および桂東学区社会福祉協議会の各種行事に参加して連携を深めるとともに、地域の祭りである「さくらまつり」には学園として参加出店し積極的に地域との交流を図る。
- ② 京都市のチャレンジ就労体験事業の受入施設としての登録を継続し、地域の生活保護受給者の社会参加事業の一翼も担う。
- ③ 「行き方探求・チャレンジ体験」事業で地元中学生を受け入れ、未来の福祉現場の職員やボランティアとして活躍するための一助となり、社会福祉自体の啓蒙を行う。
- ④ 今後も地域関係団体との連携を図りながらボランティアの受け入れ育成等、地域とのつながりを強化していく。
- ⑤ 喫茶いづみを地域の方々の交流の場の一つとして活用していただけるよう運営の工夫を図っていく。

（7） 職員の資質向上・研修、働く環境の改善

- ① 職員個々の専門性を高め学園運営の充実を図るため、内部研修・外

部研修について年間計画を立てて着実な取組を推進する。

- ② 職員会議を適時適切に開催するとともに、職員朝礼を効果的に活用して風通しの良い、職員一人ひとりの力が十分に発揮できる職場づくりを進める。
- ③ 職員が安心して、また誇りと生きがいを持って楽しく働くことのできる職場づくりを大切にしたい取り組みを進める。

3 グループホームの開設に向けた調査検討

社会福祉充実計画に基づいてグループホームの開設に向けた調査検討を継続する。本年度は利用者のニーズ・状況調査と併せて他法人のグループホーム視察等基礎的調査を行い、これらに基づいて課題整理を行う。

<職員体制>

- ・正職員1名が5月より産前産後休暇に入る。
- ・正職員1名（女性）を4月より採用予定。
- ・パートタイム職員の縫製補助1名も継続雇用する。

施設長1名 主任1名（職業指導員） 支援職員5名（嘱託、非常勤含む）
パートタイム職員1名
その他喫茶スタッフ3名（シルバー人材センター派遣）

<桂の泉学園>

1. 運営主体 社会福祉法人 桂の泉
2. 所在地 京都市西京区桂春日町53番地6
3. 実施事業 就労継続支援（B型）事業（障害者総合福祉法に基づく）
4. 開所年月日 平成20年6月1日（京都府認可同年5月27日）
5. 定員 30名